

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の事業変更許可申請に係るヒアリング（21）
2. 日時：令和5年2月7日（火）13時30分～15時50分
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官  
  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境保全部 課長 他4名  
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 次長 他3名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
資料1 廃棄物管理施設の事故時の監視及び測定の設備機器対応表  
資料2 試験研究炉（HTTR）と廃棄物管理事業の事故時の周辺監視区域境界における放射線管理の比較表  
資料3 大洗研究所廃棄物管理施設事業変更許可申請書の一部補正におけるモニタリング設備に関する説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のナカザワです。それでは、本日のヒアリング代えさせていただきます。本日数は、移動もニタリング
0:00:11	について資料をいただいております、
0:00:22	ポツですけれども、ちょっと間違ってますか。
0:00:42	はい。
0:00:43	すいません私しました。それではまず最初に、今回いただいた資料について、簡単にご説明お願いできますでしょうか。
0:00:55	はい。
0:00:58	原子力をイマイです。
0:01:00	それでは資料を 123、要点をですね、ちょっとご説明させていただきます。
0:01:08	まず資料 1 でございますが、
0:01:10	移動も 2 種設備、
0:01:14	許可基準規則第 10、16 条に記載がございます。要件ですね、適合性のご説明をするために、ご準備している資料でございます、
0:01:24	左側監視場所に対しまして右側に測定すべきもので具体的に監視及び測定をするための設備機器対応。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:34	を一覧の表にしたものでございます。
0:01:38	変更前変更後をという形で表形式にしてございまして、
0:01:44	監視場所につきましては、放射線源、これは事故時を想定しております。
0:01:51	その放射線源については
0:01:56	放射線量についてはエリアモニター同様に、建屋内を想定してござい ますが、
0:02:03	放射性物質の濃度及び量についてはいわゆる室内空気モニター、それか らローカルサンプリング装置といったものを用いると。
0:02:12	いうものでございます。
0:02:13	放出点につきましては、これは許可添付書類7の事象でもご説明しており ますが、廃棄とまたは地上放出が管理施設、管理施設でございますの で、
0:02:29	プロ想定してございまして、
0:02:30	放射線量についてはエリアモニターそれから排気塔の排気モニタリング 設備、
0:02:36	それから濃度及び量につきましては、例えば、建屋の中の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	モニター、ローカル三分行く装置、それから、排気塔があるものについては排気モニタリング装置というものになります。
0:02:49	廃棄物管理施設周辺でございますが、これはいわゆるモニタリングポスト、固定モニタリング設備、
0:02:56	ございまして、
0:02:57	ここで
0:03:00	1節では、これに加えて移動モニタリング設備を用いるとをさせていただきます。濃度及び量についてはモニタリングカーで測定をするというものでございます。
0:03:11	放出経路につきましては、ホース TENT を施設周辺の組み合わせで用いて放出経路を測定するものでございますので、この
0:03:21	記載がある、設備を用いる組み合わせで用いるというものでございます。
0:03:26	この考え方で、駅強化に対しまして、本変更申請におきましては、移動モニタリング設備、いわゆるモニタリングカーにつきましては、
0:03:41	可搬型のダストサンプラ不備、放射能測定装置、こういったものを、風下事故ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:48	主た施設周辺で測定するというを行いまして、さらに放出経路につきましては、放出点での装置との組み合わせで測定するものでございます。
0:04:02	裏面でございますが、
0:04:05	この代替設備機器を、補足としまして合わせてご説明しているものでございます。
0:04:13	固定モニタリング設備につきましてはこれは
0:04:18	他試験研究炉さん等のご説明でもございましたが、
0:04:23	機能喪失、それから予備電源も含めた電源喪失等があった場合にはですね、
0:04:32	サーベイメーターでこれを
0:04:36	代替するというものでございますので、それがわかるものにしてございます。
0:04:43	変更箇所は、固定モニタリング設備というところがですね、
0:04:50	まず、結局カーでは、これを移動モニタリング設備で補うということ。
0:04:57	一方変更申請におきましては、これを固定モニタリング設備の代替としまして、サーベイメーターを用います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:06	いうものでございます。
0:05:08	モニタリングカーが、本変更申請におきましては、可搬型のダストサン プラ及び放射能測定装置を用いて行くと。
0:05:19	このように考えるものでございます。
0:05:23	続きまして資料2でございますが、まず、
0:05:27	試験研究炉等管理施設の、これは事故時でございますが、
0:05:33	放射線管理の整理をしているものでございます。
0:05:38	監視項目は放射線量を、濃度、量をでございますが、これに対しまし て、試験研究炉をに対しまして、管理施設では、
0:05:50	固定モニタリング設備で放射線量を測定すると。
0:05:55	いうところは
0:05:57	変わらないものでございますが、
0:06:00	管理施設では菊川におきまして移動モニタリング設備費モニタリングカ ートを明記してございますが、これを用いて、代替していると。
0:06:10	それから放射性物質の濃度及び量という観点につきましては、移動モニ タリング設備を用いるということ。
0:06:17	それからその点は、先ほど資料1とも同じでございますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:23	さらに、変更申請におきましては、
0:06:26	ページであるの、施設を共用するという立場でございますので、
0:06:32	モニタリングポストに加えまして、代替設備につきましてはサーベイメーターを用いるということ。
0:06:38	濃度及び量につきましてはだそサンプル放射能測定装置を用いると。
0:06:43	このような、
0:06:46	それぞれの管理施設、それから試験研究炉との整理を考えております。
0:06:55	続きまして個別のご質問にいただいております回答を一覧としまして資料3にまとめております。
0:07:05	まず、
0:07:07	ダストサンプラー放射能測定装置、真木君に記載があるかということでございますが、
0:07:12	記載はないというものでございます。
0:07:15	今回の変更によって、
0:07:16	移動モニタリング設備が担っていた役割、これがダストサンプラー及び放射能測定装置で行うと考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:27	質問につきまして、このサンプラ及び放射能測定装置の役割を、井戸守田の説明になっているのかということをございましてこれは、
0:07:37	その通りをございまして、ダストサンプラで採取した資料を回収しまして放射能測定装置で分析すると。
0:07:46	モニタリングカーとしての役割を代替してるというものでございまして。
0:07:52	ただ運動モニタリング設備は事業所周辺及び境界付近ですね。
0:07:58	さあ、放射線サーベイヤー二つ物質の測定を行う機能を有しているということから、質問1と同じでございまして、同じ役割を担っているというものでございまして。
0:08:11	質問3でございまして。
0:08:14	モニタリングせ、移動モニタリング設備はモニタリングカーだけでダストサンプラが増えているのかということをございましてこれは、既許可におきましては、移動モニタリング設備はモニタリングカーのみをお示してございましてダストサンプラ含まれていません。
0:08:29	2枚目でございます。質問4でございます。H T T Rでは固定モニタリング設備の機能喪失において代替設備機器を用いるところが期間に入っておりますかと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:40	廃棄物管理施設ではどうかというところでご質問ございました。
0:08:45	管理施設では、固定モニタリング設備の代替設備機器、数についての言及記載はございませんが、
0:08:53	本変更申請におきまして、
0:08:56	試験研究炉をの設備を共用するという立場でございますので、
0:09:02	代替設備機器も含めた共有になると、そのように考えてございます先ほどの資料を1人というところと合わせてのご回答になります。
0:09:13	質問をお尋ねモニタリング設備のスペックは仕様等というところでございます、
0:09:19	こちらは今ちょっと切り貼りの形ですが、スペックをお示ししてございます。
0:09:28	モニタリング設備、モニタリングポストですねこれは大洗研究所に14ヶ所ございまして、
0:09:34	γ線を対象に、NaIシンチレーション、電離箱、この2種類を用いた測定ができるものでございます。
0:09:45	資料につきましては、記載の通りでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:50	あわせて移動モニタリング設備のスペック仕様ということでございますが、
0:09:55	まず放射線測定につきましては低線量と、
0:10:00	高線量をNaIシンチレーションとシリコン半導体の2種類、ございましてそれぞれγ線測定ということでございます。
0:10:10	放射性物質の濃度及び量につきましてはダストモニターがございまして、ダストサンプラーと検出器の組み合わせでございまして、これも同じくγ線の
0:10:21	測定選手としてのものでございます。
0:10:25	その他、これらのデータを収集するためのパソコンプリンターとが、車両の中に納められてるというものを構成されているものでございます。
0:10:37	資料の説明につきましては以上でございます。
0:10:43	はい。ご説明ありがとうございます。それでは、規制庁側からの質疑に移りたいと思います。
0:10:53	規制庁中澤ですけれども、まず資料1で、実効Gの放射線量、放射性物質の濃度、
0:11:08	及び量、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:10	それぞれラインではかるかっていうのをお示しいただいているんですけども、
0:11:15	逆になんですけれども、平常Gには、こういった機器を、
0:11:21	使いになるのかちょっと監視、簡単にご説明いただけませんか。
0:11:29	はい、原子力をイマイです。はい管理数値におきまして平常時におきましては、
0:11:35	固定モニタリングでこれを行うこととしております。これといいますのは具体的には、放射線量を防ぐ物質の濃度及び量でございます。
0:11:46	で、固定モニタリング設備につきましては、
0:11:51	今ご説明させていただきましたモニタリングポスト、ここは考え方もあったと一緒にございまして、
0:11:57	このモニタリングポストで、
0:12:01	敷地 14 ヶ所の放射線量等、
0:12:06	一部ダストサンプラーを備えたモニタリングポストがございましてそれで、
0:12:14	平常時の異常放出を押下連続測定しておりますのでそれで監視すると、放射性物質の濃度及び量を測定すると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:23	というような設計になってございます。
0:12:29	はい、規制庁中澤です。
0:12:32	そうですね。今のご説明ですと、線量及び量、放射性物質の濃度及び量の固定モニタリングポストで固定モニタリング設備で、
0:12:46	多分測定できるようなご説明だったと思うんですけども、
0:12:52	異常時に移動モニタリング設備になり可搬型ダストサンプラ内部は必要に
0:13:00	なる理由は何なんでしょうか。そこの点簡単にご説明いただければと思います。
0:13:12	はい。原子力をイマイです。
0:13:14	はい。平常時と事故時の違いは
0:13:19	放出経路にあると考えております。
0:13:24	放出経路を、つまりこれは風下でございますが、ここに風下それから、
0:13:33	放出点組み合わせで、
0:13:35	放出経路の測定をするということでございます。
0:13:39	そのためには、
0:13:42	固定局として固定されたモニタリング、那須さん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:47	ダストモニターではなく、
0:13:50	ダストサンプラ及び高放射性部、いわゆる移動モニタリング設備のモニタリングカーか。
0:13:57	これの代替となります可搬型ダストサンプラ及び放射能測定装置でこれを測定するというか、
0:14:06	というものでございます。
0:14:19	規制庁のナカザワです。すいません今の7のご説明の趣旨というのは、解釈で、
0:14:32	事故時には、放射性物質の放出経路、
0:14:36	においては測定できることというのが要求されて、
0:14:41	2定に対して平常時ん時には周辺監視区域周辺において測定できることが要求されていて要求事項が違っているから、こういう違いができて出てきている。
0:14:53	という理解でよろしいでしょうか。
0:14:56	原子力はイマイです。はい。その通りでございます。ちょっと失礼、説明が漏れて申し訳ありません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:03	第 16 条会社食うのを、1 項 1 号ですね、こちらの記載の通り、要求事項が異なっているからというものでございます。
0:15:24	そうですね。
0:15:26	うん。すいません少々お待ちください。
0:16:53	規制庁の笠田です。すいません。
0:16:57	ちょっとお伺いしたいんですけども、
0:17:00	平常時と実効 G の
0:17:05	図る。
0:17:06	方の測る対象、放射線量と放射性物質の濃度及び量。
0:17:13	変わらない、変わらなくて、測る場所、特定の場所が、周辺監視区域や平常時の場合は周辺監視区域、事故死の場合は、
0:17:26	その他にも、星伊勢の自然に放出経路なりというふうに、場所は違うんですけども、
0:17:33	測ルー対象のものが、と同じなのに、平常時と異常時で、事故時でちゃんと差が出てきてしまう。
0:17:46	これはなぜなのでしょう。
0:17:55	結局、固定モニタリング設備で、線量及び量を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:01	測れるのであればそれが異常時、事故時でも使えるんじゃないかと思うんですけども、いかがなんでしょうか。
0:18:23	はい。すみません原子力機構の山田です。
0:18:28	まず平常時についてなんですけれども、まず放射線の量に関してはですねモニタリングポスト 14 機がですね、
0:18:37	全方位を囲むように配置されてございます。
0:18:41	一方ですね濃度の測定となりますとですね、
0:18:47	先ほどイマイからご回答したようにですねの濃度を測る箇所については、敷地の中に 2 ヶ所、そのうちの 2 ヶ所になります。
0:19:00	で一方事故時なんですけども、等の
0:19:05	放射線量の方なんですけども、これは敷地にモニタリングポスト 14 基、全方位的に配置しておりますのでこれで測ると、濃度に関してはですねもちろん保護者させ、
0:19:17	出張された放射性物質はですね風下の方に飛んでいきますので、2 ヶ所、
0:19:24	ではなくて風下側にですね可搬型ダストサンプラを設置して、放射性物質を回収すると、そそういう

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:34	ふうと考えてございます。
0:19:51	仲田です。
0:19:54	今軸足は
0:19:57	濃度を測定するモニタリングせ、モニタリングポストが2基しかなく て、風下図れたんで、濃度、量をはかるためには、
0:20:09	可搬型の設備が必要というお話でしたけれども、
0:20:20	いや、そう。
0:20:27	へ平常G2、
0:20:30	三木三木氏かな。
0:20:33	ちょっと待って、あ、すみません、ちょっとお待ちください。
0:20:51	すみません。平常時のを除くても、特に方位は限定されていないと思っ ているんですけども、何か2基しかない理由って何かあるんでしょ うか。
0:21:21	あ、すみません衛藤減少機構の山田です。まず仁木の選定根拠ですけど も平常時のまず廃棄物管理施設の近傍に1ヶ所と、
0:21:33	大洗研究所のですね他卓越負の風化に1個設置しているのが平常時の状 況でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:30	規制庁中澤です。すみません。今ご説明いただいた、廃棄物管理施設の近くと卓越の形も、
0:22:40	もう二つで、濃度は測定できますという話でしたけれども、これわあんと平常時モニタリング指針、
0:22:51	等に基づいてこういう形になってるってということなんでしょうか。何か根拠が音響があれば教えていただきたいんですけども。
0:23:07	衛藤ですね。
0:23:14	まずちょっとご指摘の平常時モニタリング指針、
0:23:18	平常時の測定の方に関しては
0:23:24	だか、敷地境界付近ですねダストを採取するという要求は、
0:23:30	記載がないと承知しております。
0:23:38	ですので、何かこう命名
0:23:41	明確な基準というものがあるわけではないんですけども、検知能力を考え、廃棄物から見てですね検知能力を考えると、
0:23:50	廃棄物近傍と卓越風化が一番網紀検知検知されるか、可能性が高いのでそこに配置しているという考え方でございます。
0:24:11	はい、ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:14	を、
0:25:51	すみません規制庁中澤です。今先ほどご説明いただいたモニタリング設備の、濃度がはかれるモニタリング設備の設置場所なんですけれども、
0:26:04	市は、すぐわかれば教えていただきたいんですけれど、申請書のどこかに記載はありますでしょうか。
0:26:13	はい。すみません許可の申請書ですね。すみません。
0:26:19	はい。
0:26:21	結構イマイする。
0:26:22	具体的には記載はございません。
0:27:32	すみません濃度がはかれるように昨日モニタリングポストなんですけれども、これは炉規法上の許可を経ているという、
0:27:42	どういうチェック許可日許可上どういう位置付けになっているんでしょうか。
0:28:48	すみませんちょっと確認させてください。すみません。
0:29:20	規制庁中沢です了解しました。では、次の質問に了解というのは、後でもう1回ですね、後でもう1回確認させていただきます。
0:29:34	続いてなんですけれども、今回、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:38	同じ資料1の、
0:29:42	表でですね。
0:29:44	ええ。
0:29:47	移動モニタリング設備、
0:29:50	今回、
0:29:52	藤さん。
0:29:55	はい。
0:29:58	この表の意味するところは、移動モニタリング設備を今回、許可状況から削除して、
0:30:06	それを可搬型ダストサンプラ及び放射能測定装置に置き換えるような、
0:30:12	形になる。
0:30:14	ということなんでしょうか。
0:30:20	はい。原子力をイマイです。
0:30:23	はい。移動モニタリング設備、
0:30:27	もう町会、
0:30:29	つきましては、ダストサンプラ及び放射能測定装置が担う
0:30:35	車代替するということを考えが必要と。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:39	理解して今考えておりますので、
0:30:43	置き換わると、そのような表現、
0:30:47	テストをその通りでございます。
0:31:04	ナカザワって何を確認したいの。
0:32:23	あすいません規制庁のイトウですけれども、
0:32:28	資料1の中で、盗取施設周辺のノース量をはかる設備として、可搬型の ガスサンプラと放射能測定装置、
0:32:42	に言及をされていて、スプライトを許可の中では、性能、基準適合を満 たせ施設設備なのかどうかという説明はされていないということだ と。
0:32:57	これまでの説明理解してるんですけれども、
0:33:02	実際その濃度と量を、
0:33:07	はかる性能があるのかっていうのは、資料のどこを見ればわかるんでし ょうか。
0:33:41	はい原子力をイマイです。
0:33:43	うん。
0:33:48	そうですね。うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:55	資料、
0:33:59	ちょっと今ここにはございませんが、
0:34:08	と可搬型のダストサンプラー
0:34:12	D、
0:34:15	放射性物質の濃度及び量をダストサンプラと放射能測定装置で恒設物質の濃度及び量を測定する。
0:34:24	使用スペックについては、
0:34:27	本日の資料の中にはちょっと記載をしておりません。
0:34:34	中身につきましては、いわゆる対象核種、対象選手という意味では、 $\gamma$ 線核種分析と全 $\alpha$ $\beta$ の計測測定ができる。
0:34:45	いうものでございます。
0:34:48	風下をダストサンプラーで、母子にサンプリンを行いまして、放射能測定装置で測るというものでございます。
0:35:00	やり方考え方につきましては、細かい仕様は違いますがモニタリングカーを基本的には考え方市長でございましてその場において、
0:35:10	サンプリングして測るというものでございます。
0:35:15	規制庁の伊藤ですけれども、ちなみに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:21	これ上げている設備っていうのは、その申請書の記載との関係でいうと、どこに影響があるというふうに理解すればいいんでしょう。
0:35:38	県、12月の補正のどことの関係っていうのを、場所を示しながら説明いただければ結構です。
0:36:03	はいちょっと補正書を確認いたしまして、該当します。ちょっとお時間いただければと思います。
0:36:55	100イトウですけどもちょっと今調べていただいている間に、ちょっと追加で提示いただきたい内容についてお伝えさせていただいていいですか。
0:37:07	お願いします。はい。
0:37:09	資料1で、事故時議員について変更許可と、今回考えている変更について比較表を締め作っていただいているんですけども、
0:37:22	もうこれさっきも話題にあった、平常時、
0:37:25	ついてもう説明したものををご用意いただけますか。
0:37:33	はい、原子力マイです。はい。承知しました。よろしく申し上げます。荘司におきましてのこの整理表対応表ですね承知しました。はい。
0:37:48	いいですか。規制庁カネコ0です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:54	今夏
0:37:56	の変更の内容を見るとですね。
0:38:01	事故時には、
0:38:05	固定モニタリング設備のほかサーベイメーターダストサンプラー及び放射能測定装置って書いてあるんですけど、
0:38:13	ここで言ってる放射能測定性特定装置っていうのはゲルマニウム半導体検出器のことだと思うんですそれでいいんですねまずはね。
0:38:26	違う。すいませんとげ原子炉機構の山田です。ゲルマニウム半導体検出器になります。はい。衛藤。
0:38:34	そうするとね、事故時のモニタリング設備としてサーベイメーターガスサンプラと、ゲルマで測りますよと書いてあるんですけど。
0:38:45	この表を見るとね、ゲルマ等ダストサンプラ以外にも、
0:38:50	だからエリアモニターとかローカルサンプリング装置とか、いろんなものが入ってんですけど、これは、この変更の理由に、
0:38:59	その中に登場しなくていいもんなんですか。
0:39:25	明白子イマイです。
0:39:36	少します例えば排気モニタリング設備等の記載。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:42	でございますがこれは、今キキョカーですすでに平常時事故時においての、
0:39:50	測定として用いることをご説明させていただいておりますので、
0:39:57	廃棄の井谷設備エリアモニター室内空気モニターローカルサンプリング装置につきましては、すでに申請している位置付けだと、そういうふう
	に解してございますが、
0:40:11	そのご趣旨はどちらがいいでしょうかね。
0:40:15	補正案としてもらっている、変更後の変更の理由、4ポツって今手元に
	あります。
0:40:33	引っ込みですはい。
0:40:37	わかりました。すいません。今後補正に向けていろいろと考えてもらう
	ことになりますけど、まだちょっと文案はとりあえず置いといてです
	ね、
0:40:47	そこに書かれる内容としては、事故時に使う放射線計測器の種類は何で
	すかっていうと今は固定モニタリングと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:57	移動モニタリング設備、この二つっていう理解なんですけど、ここ補正があるとした場合、事故時のモニタリング設備として必要なものというのは、
0:41:09	固定モニタリング設備、
0:41:12	ばかりじゃなくて室内空気モニターとかローカルサンプリング装置とか、そういったものも全部入ってくるっていう理解人なんですけどそれでいいですよ。
0:41:27	質問の趣旨が伝わってなければいけない。はい。はい。
0:41:32	吉浦です。
0:41:33	すいません
0:41:39	と、この今のご説明の中で、
0:41:44	来てモニタリング、それから、今モニタリングポストとモニタリングカーこれのみの
0:41:52	説明で、各監視場所について、測定できるというふうにちょっとご説明を一部してるところがございますそれについては、
0:42:04	今、
0:42:06	防火サンプリング装置などを用いて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:12	事故時に測定して、放出経路の測定及び干渉するっていうところをご説明すると、いうことを
0:42:22	と理解しましたがよろしいでしょうか。わかりましたわかりました企業家の方でちゃんと書いてありますよね。すいませんちょっと私勘違いしてました。
0:42:31	はい。ちょっとということで一応了解しました。ありがとうございます。はい。
0:44:30	原子力をイマイですが、
0:44:34	はいどうぞ。
0:44:36	先ほどご質問ございました件、ちょっとお答えさせていただきたいんですが、
0:44:43	お答えさせていただきます。ご質問ありました。
0:44:48	平常時の、
0:44:52	モニタリングポストのうち、
0:44:59	2ヶ所のダストモニターの位置付け許可書、許可上の位置付けについて どうということかというご質問があったかと思いますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:11	それにつきましてですがまず平常時につきましては来てモニタリング設備で、
0:45:18	放射線量放射濃度を干す及び量を測るとをしております。
0:45:22	許可上、
0:45:25	は、
0:45:26	とても財務設備の具体的な設置場所、それから等が、具体的な明記はしてございません。
0:45:37	周辺にあるというところだけ明記しております。
0:45:41	その中で、
0:45:44	モニタリングポストの有します、 $\gamma$ 線モニターですとか、ダストモニターといったところも、具体的には明記されておきませんので、
0:45:54	そこは、固定モニタリング設備として、御説明を押しているのみということになります。
0:47:03	はい。
0:47:04	規制庁伊藤です。すいませんちょっと今の点もう一度ご説明いただけますでしょうか。
0:47:14	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:15	許可におきましては、平常時、
0:47:19	の測定につきましては、固定モニタリング設備で行うとしておりまして、
0:47:25	それは放射線量を、
0:47:28	濃度及び量と、
0:47:30	ことになってございます。
0:47:36	キョッカ状ですね。
0:47:38	具体的な仕様、それから個数といったところについては、
0:47:45	今明記され、記載はしてございません。
0:47:50	その中で、固定モニタリング設備、
0:47:53	P 14 ヶ所あってγ線モニターを有してるですとか、その内 2 ヶ所のはダストモニターであるといったところは、
0:48:02	固定モニタリング設備を設置するということで表現をしているのみに なります。
0:48:11	はい。江藤機構としてその 2 ヶ所がそれで妥当と考えている根拠を教えてください。
0:48:27	安達顧問いただけるというのは、真の意味になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:32	すいません。
0:48:36	はい。現象機構の山田です。まず平常時の濃度の測定で、
0:48:41	植木米田ですけども、管理施設の近傍に1ヶ所をちょっと繰り返しなり ますけども、検知能力の高い卓越風化に一步
0:48:52	ちょっと繰り返し能力というふうに入れまして、これをもって平常時の 監視としては問題ないと考えてございます。以上です。
0:49:06	規制庁仲田です。すいませんちょっと今音声が何かハウリングしていっ たような、すいませんもう一度お願いできますか。申し訳ないです。
0:49:18	あ、すみません原子力機構の山田です。
0:49:22	ダストサンプリングの2ヶ所の妥当性についてですけども、まず廃棄 物管理施設の近傍に1ヶ所と、
0:49:32	卓越風化に1ヶ所の2ヶ所を選定してございまして、これをもって平常 時の濃度監視ができると考えてございます。
0:49:43	以上です。
0:49:47	はい、わかりましたありがとうございます。
0:52:07	規制庁の伊藤です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:08	資料の1についてちょっと網羅性という点から確認させていただきたいんですけども、
0:52:17	既許可の添付書類、16条の適合説明の中を見ると、
0:52:23	ほぼ、事故時に、その平常時のものを、設備を用いるという説明の中で、放射線サーベイ用機器、
0:52:31	備えているというのは、記載がありまして、今日提示いただいた表の中にはこれがないように見えるんですけども、
0:52:39	網羅性という点で、
0:52:42	この中に欠けているものっていうのは何でしょうか。
0:52:51	でどれが欠けかけていて、どっちかというのが適切なんでしょうか。
0:52:59	はい。下宿イマイです。
0:53:01	はい。
0:53:03	大津。
0:53:04	ご指摘の通り、許可の記載ではあとサーベimeterですね。
0:53:10	こちらの方が記載がございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:16	設備の網羅性という観点ではすみません、規制庁の糸井ですけれども、 ちょっといろんな設備名称が出てくるので、申請書の設備名称と合致する ように説明いただけますか。
0:53:30	どれのことを言ってるのかわからなくなってしまうので、
0:53:55	はい。減少行為です。はい。
0:54:00	申請書にございます。
0:54:06	放射線サーベイ用機器を備えておりというところが、
0:54:12	設備のご説明の中では網羅性という観点では、今記載してございませ ん。
0:54:19	今、対象を施設に応じまして、細かい設備が異なって参りますので、
0:54:33	代表的な施設と、固体廃棄物減容処理施設、
0:54:37	これを具体例として、お示ししていたためちょっと今このようになって ございます。
0:54:45	廃棄物管理施設全体を網羅するという観点では、
0:54:52	管理施設の固体廃棄物減容処理施設以外では、
0:54:57	地上放出事故時の地上放出等ございますので、
0:55:01	放射線サーベイを機器等を用いることもございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:05	そういった意味では、この代表的な施設一つの例を抜き出した御説明となっておりますが、
0:55:12	この網羅性という観点では、ちょうど御説明資料については、
0:55:18	修正させていただければと思います。
0:55:23	規制庁タツモトです。本日中に確認を終わらせたいので、今日説明して欲しいんですけど、その放射線サーベイ用機器というのは、どういうときに、何を測るものなんですか。
0:55:39	もうちょっと具体的に言います。今この表は、固体廃棄物減容処理施設だか何だかの例を一つにしていますっていうご説明でしたけど、じゃあどういう施設の時の例っていうような表になったときに、
0:55:52	その線量なり濃度なり放射性物質の量なりっていうのを、線源なり放出点なり周辺なり経路なりっていうところに1回どうするんですかっていう質問です。
0:56:11	質問の意図は通じてますか。
0:56:17	はい原子力のです。
0:56:19	放射線を今記載が不足しております放射線をされる機器。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:27	他施設の場合、どこに当たるのかというようなご質問というご質問と理解しておりますかよろしかったでしょうか。
0:56:35	はいそうです。
0:56:47	すぐ答えられますか時間かかりますか。
0:57:07	すみませんちょっとお時間いただければと思いますすみません。
0:57:15	規制庁金子ですすみません関連してなんですけど。
0:57:19	既許可の記載にあって、この表 2、
0:57:24	あ、ごめんなさい許可の記載とこの表の不整合のところで、
0:57:32	可搬型ダストサンプラー及び放射能測定装置っていうのと、
0:57:37	サーベイメーターっていうのがあるんですけど、
0:57:41	ひょっとしてこの三つを称して、この廃棄物減容処理施設であれば、この三つをそうして、放射線サーベイを切って、
0:57:50	呼んでます。
0:57:53	つまり放射線サーベイを聞き、既許可における表現ですけど、それはこの固体減容処理施設でいうと、
0:58:03	どれに当たるかって教えてもらえます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:27	今井さんすいません規制庁兼子です。ちょっと私、誤解したかもしれない、ないところと廃棄物減容処理施設では、放射線サーベイ用機器は使わないっていうご説明でしたっけ。一つ確認です。
0:58:45	原子力イマイです。
0:58:51	と、
0:58:53	使わないというわけではございません平常事故時の。
0:58:59	ほぼ、各監視場所については設置しております。これら設備で測定できることから、放射線サーベイ許可ですね。
0:59:10	放射線用サーベイメーター、
0:59:13	菅。
0:59:15	舞台廃棄物減容処理施設では、これを用いなくても、測定できるという御説明になります。
0:59:23	平常時ですとか、この事故時以外の
0:59:31	放射線管理という観点では、ちょっと出てきますので、ちょっと今ここでは、第16条のこの事故時のご説明では今記載がないというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:42	はい、わかりました。可搬型サンプラとか北條特定装置とかサーベイメーター、
0:59:52	放射線作業基金ということではないということですね。わかりましたありがとうございます。
1:00:39	規制庁タツモトです。すみませんイマイさんあのさっき、私の説明を聞いても、今、資料1の表は、固体廃棄物減容処理施設の例を1例として挙げていて、
1:00:53	その中で、図る装置としては放射線サーベイ用機器は使わないのでしょうか。中口には出てきていないというふうに理解したんですけど、そうではなくて、
1:01:07	そうではないんですねサーベイを、放射線サーベイ用機器も使われるっていうことを、今カネコに対する回答としてはそういう答えということよろしいですか。
1:01:22	棘ベーシックイマイです。
1:01:27	放射線サーベイ様式が
1:01:31	ないんじゃないのかというご質問だと、
1:01:38	お聞きしましたので、ございますというご説明です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:44	で、
1:01:51	まあ線量濃度量をはかるためには、用いないというものという説明でござい ます。
1:01:58	ここでは、この表では登場しませんが、備えているものは市内でござい まして、それは別途、別な基準規則でもっと用いてるものでございま す。
1:02:39	規制庁タツモトです。
1:02:41	事故時の固体廃棄物減容処理装置では使わない。
1:02:48	ということで理解しました。ただ事故時のどっかの施設では、
1:02:52	放射性差で容器は使うものだとして認識しているので、その施設の場合のこ の表を作るときには、
1:03:01	どっかの線量濃度、量、
1:03:04	なりっていうところを測るものとして、放射線サーベイ容器が出てくる という理解で。
1:03:11	そこは合ってるという理解でよろしいですか。
1:03:15	はい。
1:03:17	原子カマイですはいその通りでござい ます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:19	わかりました。これ質問先ほどしたものでどこに該当しますかっていうのを調べてもらってると思うので、それがわかり次第教えてください。
1:03:39	原子力イマイです。
1:03:41	放射線長部。
1:03:43	病気、これは俗に言うサーベイメーターでございまして、
1:03:48	いわゆるこの放射線量を測る場所で、
1:03:53	この表でいきますと、エリアモニターがないような箇所につきましては、
1:03:58	この放射線サーベイ用機器を用いて測るというものでございます。
1:04:04	従いまして、この表、先ほどご指摘ありましたように、
1:04:09	設備の網羅性という観点では、資料を追記したもので改めてご提示させていただきます。
1:04:17	規制庁タツモトです改めての提出ではなくて本日中に確認を終わらせたんです。なのでこの表のどこに入ってくるのか、今口頭で教えてください。
1:04:30	はい。
1:04:31	この表でいきますと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:34	まず、変更前既許可の上の表がございます。
1:04:39	放射線量の、左の列のエリアモニター等ございます放射線源放出点。
1:04:48	この2ヶ所を、
1:04:51	用います。
1:04:54	これは本変更申請の表。
1:04:58	また次のページでございますが、
1:05:03	固定モニタリング設備の機能喪失時においてのご説明でも同じになります。
1:05:13	規制庁タツモトです。了解しましてありがとうございます。
1:05:33	あ、すいません、今からちょっと。規制庁兼子です。細かい点だけちょっと確認させてください。
1:05:41	そうか。
1:05:44	なんかも学校だけになってるのか。
1:05:50	あ、すみません、大丈夫です、ごめんなさいありがとうございます。
1:05:56	新城タツモトです。資料1の表に対して、網羅性という観点では、江藤、もう少し正確に言いますね。江藤許可の申請書と、このショートの江藤設備、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:09	<p>一対一関係っていうところは確認できたかと思います。今の放射線サーベイメーター、サーベイ用機器を追記した上でですね、一対一対応ができたものと認識しました。</p>
1:06:22	<p>そこはまず正しいですか。</p>
1:06:25	<p>はい。レーシックイマイです。はい。</p>
1:06:28	<p>はい。江藤、次に、この網羅性が確認された上で、この位の移動モニタリング設備を削除し、新たに可搬型ダストサンプラーと放射能測定装置、</p>
1:06:42	<p>設備登録するといったときに、今の今というか、許可申請書上、この可搬型ダストサンプラーと放射能測定装置は、設備登録、</p>
1:06:56	<p>されてますか。</p>
1:07:02	<p>炉規法での許可。</p>
1:07:05	<p>許可登録として、今回移動モニタリング設備は除くという申請かと思いますが、この移動モニタリング設備を炉規法上除いた上で、可搬型ダストサンプラーと放射能測定装置を、</p>
1:07:20	<p>炉規法上の登録としてますか。</p>
1:07:25	<p>原子力をイマイです。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:29	変更申請それから12月に行いました補正においても記載はございません、記載しておりません。
1:07:39	それは設備登録が今漏れてるという説明でよろしいですか。
1:07:43	原子力イマイです。
1:07:46	はい。
1:07:49	ええ。
1:07:50	ダストサンプラ及び放射線測定装置の設備登録が必要であると考えます。
1:07:59	次の補正で、この可搬型ダストサンプラと放射能測定装置を設備登録してくるという説明ですか。
1:08:12	昇降イマイです。はい。
1:08:15	再補正という形で、
1:08:20	ダストサンプラー放射能測定装置を設備登録したいと考えます。
1:09:06	規制庁で少々お待ちください。
1:10:41	規制庁中澤です。すいません資料2の方なんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:49	ここでH T Rと廃棄物管理事業の方で、放射線量、放射性物質の濃度、放射性物質の量はそれぞれ何で測るかという表にいただいておりますけれども、
1:11:02	すみませんちょっとH T T Rヌーの事実確認をしたいんですけれども、資源の設置許可基準解釈。
1:11:13	の方ですね、放射線物質の濃度を測れるようにという欲求が、
1:11:19	あるんですけれども、
1:11:23	これは基準要求事項にはない。
1:11:27	ではなくて、固定モニタリング設備なりが入るのではないのでしょうか。そちょっとまず確認させていただければと思います。
1:11:41	N Gである乾でございますけども、不足の点については、環境設計課さんからお答えいただきます。お願いいたします。
1:11:57	あ、そうそう。
1:12:01	すみません江藤原子力機構の山田ですけども、H T T Rの規則要求に濃度という言葉があるけれども、
1:12:10	この資料2では記載がないというご指摘かと思っておりますけれども、放射性物質濃度に関してはですね敷地周辺監視区域、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:21	この部分で濃度をはかるわけではなくてですね、
1:12:26	別の何といいますか施設側の方で、濃度を測るという整理をされて、
1:12:34	いるとし、
1:12:35	考えておりますけども、
1:12:39	すいません。
1:12:41	H T T Rの方が1Rに違ってございます。はい。
1:12:47	多分規制庁さんに言われて言う条文が多分盛歩じゃないところ見られてるのかなと思うんですけども。
1:12:53	やっぱり敷地内をもちろんはかってございます敷地外、敷地外ですね周辺監視区域境界については、
1:13:00	要求がなくて、もちろん施設の中はですね、どこの施設も同じですけど測っているというような整理になっています。
1:13:08	今のお答えになってますでしょうか。
1:13:14	11条すいませんちょっと確認させてください。少々お待ちください。
1:14:35	藤田乾ですけども、その試験炉規則のご事情を加筆した方がよろしいでしょうか。
1:14:46	すいませんちょっと確認中ですねちょっと合意できるようでは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:51	とりあえず原子炉施設における放射性物質の濃度補正線量。
1:14:55	そこから並びによって言葉でつないで、そのあと補選周辺監視区域境界における放射線量を監視Cということで、文章が切れております。
1:15:07	従って周辺監視境界については放射線量を監視しているんですけども、
1:15:13	原子炉施設自体については、濃度と量を見てますよっていうのが、
1:15:18	51条の日本語そのままの要求になってございます。
1:15:24	従って今現在そちらに出ている、資料として進めさせていただいてる表については、
1:15:31	森戸の部分についてはないですよっていうふうに書いている意味でございます。もちろん施設側についてはあるというところでございます。
1:15:54	ありがとうございます。すいません、ちょっと引き続き確認中ですがお待ちしております。
1:16:08	はい。
1:16:10	あともう一つですけども、液体廃棄物等につきましてはですね別で濃度が上がってますんで、そちら施設出てますけども、
1:16:18	そういうところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:48	規制庁金子です。
1:17:53	戸田中一条農規則の会社食うはご存知ですか。
1:18:03	はい規則の解釈も読んでございますが、解釈の方は、本文をごちゃまぜにして解釈で書いてますけども、本文の方が要求事項するものでございますので、
1:18:13	文章が切れているというところで、必要許可対策としては、そのように対応してきているといったところでございます。昔からこういう整理になっていると思いますね新基準前からですけど、
1:18:25	うん。なるほど。解釈を見ると、放射性物質の濃度と線量を測定するっていうことで、
1:18:34	労働線量を要求されているように見えるけど、
1:18:39	実は違うっていう説明だと思うんです。条文、条文そのものは、並びに、並びに文章がカチッと切れていて、
1:18:48	周辺監視C区域境界付近における放射線量というふうに文章完全に切れてますので、
1:18:56	きっちりとそこは、要求通りにやっていくと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:59	解釈の方はそれらを全部一緒くたにしてとりあえずいろんなものでいろんなもの測ってくださいねというのが書いてあると。
1:19:07	いったところと理解しております。
1:19:12	はいちょっと確認しす。
1:20:35	結局、
1:20:59	大江さん。
1:22:27	噂。
1:22:51	しないと。
1:22:53	ちょっと出てるから、
1:22:55	より、
1:22:57	条文のPが切れてる切れてるからですか。高城さん、きれてない。
1:23:04	きれてない。16条ってのは、きれてないんで。
1:23:12	賃金切ろう。
1:23:15	自分の議事録じゃない、自分が全然違う値作りが、
1:23:22	こういうみたいな、発生して確認する必要ないですよ。
1:23:28	一井樽井の伊井ですけども

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:31	音声を新井は言っていますけれども、上部条文上、解説としてはその通りなってます。はい。
1:28:40	こちら原子力機構大洗の阪口と申しますけれども発言よろしいでしょうか。
1:28:45	はいどうぞ。
1:28:49	あと先ほどご質問いただいておりました今回の移動モニタリングの削除に伴いまして江藤さ、先ほどよりイマイの方からご説明させていただいております可搬型のダストサンプラー及び放射能濃度測定、
1:29:01	気測定装置を入れるとなった場合に、どの、どこが変更になるのかというご質問だったかと記憶しております。ご質問の内容、間違いないでしょうか。
1:29:13	はい、宗稲井です。
1:29:20	それについて今、今どこに該当するかというのを回答させていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。はい。よろしく申し上げます。
1:29:29	お手元にありますのは多い補正申請書をでしょうかそれとも既許可でページ番号を具体的にご説明した方よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:39	12、令和4年12月の補正書の番号でお願いします。
1:29:58	はい、了解いたしましたそれでは補正申請書のページ番号指摘の番号で読み上げさせていただきます。まず、本文の-26になります。
1:30:13	はい。
1:30:16	こちらはですねこの前のページから、屋外管理用の主要な設備及び機器の種類というところの項目でして、本の26で、上段部分にございます。
1:30:26	評価難かつ科料（エ）の放射線監視設備というところで、医療モニタリング設備の記載がございました。
1:30:33	こちらについてですね、具体的には、今削除してはおりますが、また、施設周辺の放射線モニタリングを行う、可搬型ダストサンプラ及び及び放射能測定装置を備える。
1:30:47	といったような記載に変わるというふうに考えているものでございます。
1:30:54	はい。まず本部につきましては以上となります。
1:30:58	続けてご説明させていただいてよろしいでしょうか。はい。よろしくお願います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:04	はい。続きまして、添付書類の、
1:31:11	失礼しました。ページ番号で言いますと、
1:31:14	通した月 5-23。
1:31:17	香月 5-23。
1:31:30	よろしいでしょうか。
1:31:35	この 5-23 についてます表はですね、いわゆる添付書類 5 にあります、 第一条の定義というところにございまして、我々廃棄物管理事業におき ましてこの経費の記載の中にですね、
1:31:47	各管理施設、各施設において持っています安全機能というのを整理して る表がございます。
1:31:53	大変見にくくて恐縮なんですけど今回の変更に伴いまして、ちょっと移動 モニタリング設備というものを削除しております。
1:32:02	それについて、今回のですね可搬型ダストサンプラと放射能測定装置と いうものを追加するような形での変更と考えている、考えております。
1:32:17	また同様の評価ですね、5-201 ページ飛びますが、5、5-201 ペー ジ。
1:32:33	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:35	この 200 機等、
1:32:37	8 ページにつきましては、第 11 条に係る安全機能に係る条文でございます。こちらに、にもですね先ほどの第一条同様にですね、
1:32:48	各施設の安全機能、あと設備というところでございます。ここの移動モニタリング設備と書いてあるものを削除してありますが、ここが先ほど同様の変更になるというふうに考えている分、考えております。
1:33:01	続きまして、どの 269 ページ。
1:33:07	この 269 ページの第 16 条の放射線管理施設というところになります。
1:33:17	はい。
1:33:19	こちら第 1 項第 2 号についてというところで説明、書かせていただいておりますが、ここで削除します移動モニタリング設備のところですね、先ほどの可搬型ダストサンプラと放射能測定装置、
1:33:33	そういったところが追加するというふうに考えております。
1:33:41	また、270、271 ページここは本文からの運用分でございますが、先ほど本文でご説明させていただきましたところと同様なところが、ひと月 5 万 271 ページ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:55	両括弧 2 の両括弧 A のところにございましてここが先ほどの本文と同じ変更になると考えております。
1:34:07	またですね、5-272 ページ。
1:34:11	あとは第 16 条の放射線管理施設の解釈に関わるところの、基準適合書 いてるところでございますが、こちらの 205 の 273 ページのところにあ ります、移動モニタリングを削除しているところ。
1:34:24	ここはですね、ここと、3 号ですかね、についてというところでは、移 動モニタリング削除しているところが大半がただ操作さんとか、放射能 測定装置、
1:34:35	そういったところに記載が変わると考えております。
1:34:44	最後になります。7 月期 500 の 333 ページ、300、
1:34:51	333 ですか。
1:34:54	はい。333 ページになります。
1:34:59	ここはもともと添付の書類 5 につきまして、各条に対する基準適合の後 にですね、本文という形で記載がございまして 7.1 項、
1:35:09	の概要、失礼しましたが 7. 以降の概要の下の 7.4. 2 項の屋外管理用設 備という項目ございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:18	この中に、両括弧 1 の放射線監視設備というところがございますが、ここ移動モニタリング削除してございますが、ここについては、可搬型ダストサンプラ及び放射能測定装置を用いて、周辺地域の放射線の状況を測定する。
1:35:34	といったような文言に変わるというふうに考えております。
1:35:38	説明につきましては以上となります。
1:35:45	表、表。
1:35:49	共用、
1:35:54	あ、すみません、規制庁タツモトです。
1:35:56	あと先ほど教えていただいた、
1:36:00	5-23 ページとか、5-201 ページの表の中で、移動モニタリング設備から、
1:36:13	可搬型ダストサンプラと封書の測定装置に変えるといったときに、この可搬型ダストサンプラと放射能測定装置は、共用、
1:36:28	原子力施設等々の共用のものになるんですか。
1:36:34	すみません原子力機構山田でございますこれ共用とはならず廃棄物で管理するものになります。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:45	了解しましてありがとうございます。
1:36:54	規制庁金子です。ちょっと事実関係を教えてください。
1:37:01	移動モニタリング設備にモニタリングカーに置いてあるのは、のうち放射線物質の濃度及び量を測定する機械としては、
1:37:13	ダストモニター、
1:37:18	具体的には3ダストサンプラー吸引するもの、検出器って書いてあって、
1:37:25	ここの検出効い自体は、
1:37:32	これはゲルマニウム半導体検出器みたいに核種分析ができないはずなので、
1:37:38	でも濃度とか量とか、ここのダストモニターで干せだ、単体で濃度と量が計測できるっていう説明でよろしいですか。
1:37:50	あ、すいませんモニタリングカーに備え付けられているダストモニター。
1:37:56	の、
1:37:57	ことでよろしいでしょうか。はいそうです。
1:38:02	で、これダストモニター、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:06	ですのでいわゆる各週ごとに濃度を測るといのはなかなか難しい装置でございますけれども、トータルとしてどのぐらい。
1:38:15	濃度があるかという観点ではかれる機械になってございます。以上です。
1:38:28	そうすると、
1:38:39	今回新たに設備登録をしているものは、可搬型ダストサンプラ及び放射能測定装置って書いてあるんですけど、
1:38:46	ここで言ってる放射能測定装置のそのゲルマニウム半導体検出器でやろうとしている、測定量は何ですか。
1:38:58	ところ、今後その追加を考え、すいません原子炉機構の山田でございます。今後その追加する放射能測定装置でございますけども、
1:39:09	可搬型でダストに放射性物質を吸引しまして、それを測定室に持ち帰ってゲルマニウム半導体で分解能のいいγ線核種分析をやって、
1:39:22	放射性物質
1:39:23	午後ごとの濃度を定量するということを考えてございます。以上です。
1:39:31	わかりました。移動盛田モニタリングカーでやっていること以上の大瀬制度のものを、今後やろうとしているってそういうことですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:41	おっしゃる通りでございます、モニタリングカーの濃度そうじゃなかなか手で定量性が弱いものですので、ちょっとそれを改善して、
1:39:52	きちっと見える場で測るという考えのもと、考えということを考えてございます。以上です。
1:40:02	はい、わかりました了解です。
1:41:27	すいません規制庁金子です。
1:41:32	資料3の質問4のところろうに関連してお伺いしたいんですけど、
1:41:40	H T T R脳を固定モニタリング設備機能喪失時の代替機器の設置が、これは法令要求で、
1:41:50	対応しているという理解でいいですか。
1:41:59	試験試験炉規則 51 条の法令要求の中で対応しております。
1:42:06	すいません。はい。すいません。井上さん何か補足あればお願いいたします。
1:42:12	猪野伊井でございます。サーベイメーターの話だと思うんですけども、
1:42:18	アマタについては、基本的にはいらないんですけども、備えますと言ってしまったので許可の審査の時にてしまったので、そのまま 50 以上の範囲内で対応していると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:31	いったことになってます。実際にはあれですね。
1:42:34	電源、電気がこなくなって非常用発電機つなぐんですけども、
1:42:40	10 発電機でも給電ができなくなった時に備えて 3 メーターを準備しているといったような位置付けになってございます。
1:42:54	今のご説明は 1 T T R についてですけど 51 条の要求ではないけども、別の条の要求で代替措置を、
1:43:06	158 条でございますが、51 条の範囲の要求として我々は受け入れたというところでございます。
1:43:15	などで、電源に接続するしないのとかって今ご説明がありましたけど、
1:43:21	あと電源喪失時の対応として何か対応してるわけではないんですか。
1:43:27	電源喪失時の対応。そうですね刀禰試験炉規則の 51 条の 2 項ですね 2 項にはですね、電源の話が入ってございまして、
1:43:37	そちらで 30 メーターも引きずられて 59 対応というふうになってございます。
1:43:44	こちらの試験炉規則の 51 条の 2 に対するすことについては、
1:43:49	確か管理事業さんは何か条文が強かったような気がいたしますけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:54	はい。
1:44:00	はい。今の 51 条対応として試験炉は対応しているということで代替措置についてですね、大洗管理施設側については、代替措置の記載はないということですが法令要求との関係で考え方を教えてもらえますか。
1:44:18	はい。原子力イマイです。はい。
1:44:21	今この
1:44:26	試験研究炉を -5.5 に対応設備を共用することから、この代替設備についても、この
1:44:35	代替設備を含めた共用というふうに考えております。これは
1:44:40	別途ご説明しました外部事象、
1:44:45	行きましてこのモニタリングポス等の
1:44:49	機能喪失。
1:44:51	森林火災ですね、機能喪失等があった場合の対応というところをからもですね、
1:44:59	この代替と、
1:45:00	設備のサーベイメーターというのは
1:45:04	同じ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:06	範囲で採掘管理施設としても
1:45:10	9 廃棄物管理としても、サーベイメーターを含めた設備だと、そのように、
1:45:16	整理しております。
1:45:24	そうすると、今回の補正の中にちょっと今、手元を探してますけど、代替措置の記載があるということよろしいですか。
1:45:38	原子力イマイです。
1:45:39	はい。
1:45:42	再補正の中でですね、第8条の森林火災、
1:45:48	場所につきまして、
1:45:51	固定モニタリング設備の無停電装置非常用発電機の電源を枯渇した際に、
1:45:58	もしくは昨日そうした際にはサーベイメーターを用いて測定を代替するという文言を追加したいと考えております。
1:46:08	すいません。
1:46:10	記載を追加したいってことは今はないということですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:15	原子力をイマイです。はい。今森林かさの外部賞ところには、そういうような明記が現時点ではございません。
1:46:27	ちょっと誤解のように言いますけど、既許可並びに今出されている補正申請書の中に記載がなくて、今後、
1:46:35	出される補正の中に、か書いてくるってそういうことですか。
1:46:44	はい、原子カイマイです。はい。既許可並びに4月の変更申請、12月の補正については記載がございません。
1:46:56	再補正、今後行います再補正で、
1:47:01	記載を強いするというものでございます。
1:47:07	はい。とりあえずわかりました。
1:48:31	規制庁兼子です今今井さんから、許可基準規則の第8条の、
1:48:39	外部からの衝撃による損傷の防止に関連して代替措置、許可に記載をす る方向であるというご説明ありましたけど、
1:48:48	具体的に基準のどこの部分をもって代替措置を記載するというお考えに なったんでしょうか、ご説明お願いします。
1:49:36	原子カイマイです。
1:49:38	第8条の条文でございます。外部からの損傷の防止、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:44	外部賞をによりまして、安全機能を確保するということから、とても ニタリング
1:49:53	設備ですね。
1:49:55	こちらについては、代替設備の対応ということで考えたものでございま す。
1:50:31	規制庁のタツモトです。
1:50:34	江藤森林火災の話が出たので、森林火災の確認させていただきますけど、
1:50:40	これまでも、
1:50:42	その八条、森林火災の中で、固定モニタリングの代替として、
1:50:48	移動モニタリング設備を使うっていうのを、許可の本文なりテンプレなり に明確に示してるんですか。
1:51:15	原子力をイマイです。
1:51:16	と。
1:51:18	まず、代替設備、移動モニタリング設備において代替施設ああ移動モニ タリン設備において代替設備とするというような記載。
1:51:32	まず、
1:51:33	ございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:41	木とかでは、代替設備の記載なしに許可を取ってるわけですが、今回、サーベイメーターの代替設備として、
1:51:53	追記してくるのはなぜですか。
1:52:27	原子力をイマイです。
1:52:30	まず、
1:52:32	第8条外部事象の考え方につきましてはこれまでご説明させていただきました通りでございます。
1:52:39	遮へい閉じ込めそれから、火災による損傷の防止のが消火設備以外につきましては、
1:52:46	代替設備、麻痺と同じ設備、用いて安全機能を確保するというところでご説明させていただいたものでございます。
1:52:55	今この固定モニタリング設備に関わる代替設備機能というところを、明確化する必要があるというふうに考えておりますので今申し上げているものでございます。
1:53:08	規制庁タツモトです。今回の変更箇所は竜巻だけという認識でしたけど、そこはもう竜巻だけではなくて、
1:53:18	森林火災のところも変えてくるという説明ですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:33	原子力イマイです。まず、
1:53:37	今回の変更につきましては、竜巻、
1:53:41	ルールを変更をでございます。
1:53:46	そこを変えるものではございません。森林火災の設計変更ですとか、そ ういったところを変えるものではございません。
1:53:58	と、
1:54:00	放射性等におきまして、固定モニタリング設備の
1:54:08	機能喪失した場合についてのご質問があったことからですね。
1:54:15	この代替についても、期、記載を明確化する必要があると、そのように 理解して今このように考えたものでございます。
1:54:26	規制庁タツモトです。
1:54:30	要求規則が求めているものであれば、記載の適正化じゃないんですよ。
1:54:36	森林火災の設計方針の変更になるんです。
1:54:40	設計方針の変更をするのであれば、
1:54:43	そこを適合、
1:54:46	その八条に対する基準適合性という観点で説明してもらわなきゃいけな いんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:54	そこは、
1:54:55	記載の適正化なんていう説明は有り得ないんです。
1:55:01	原子力を今安失礼しました。
1:55:06	それを踏まえて、
1:55:09	どのような変更をされようとしてるんですか、この森林火災について。
1:55:30	安倍正孝イマイです。
1:55:34	まずう固定モニタリング設備についての、
1:55:40	今代替設備のご説明でございます。
1:55:44	これは今第 16 条の機能要求のご説明でございますので、
1:55:51	この固定モニタリング設備での記載、この 16 条ですね、こちらでの
1:55:59	御説明駅基準適合説明のご説明として、
1:56:03	サーバイメーターを代替で用いるということを、を記載、
1:56:09	いたします。
1:56:10	で、今は、
1:56:15	外部事象の森林火災、
1:56:18	月の件で
1:56:21	ということで当初、ちょっと今冒頭申し上げましたけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:26	森林火災におきましては、
1:56:38	外部事象の第 8 条のご説明の中では、すでに代替設備機器を用いて安全機能を確保するというご説明をさせていただいておりますので、その記載の中で
1:56:53	すでにご説明させていただいております従いまして今、固定モニタリング設備の代替についての記載を、外部事象の森林火災でというふうに申し上げますけれども、これは第 16 条のご説明の中でするものと
1:57:08	ちょっと今改めさせていただきます。
1:57:19	規制庁タツモトです。今のご説明こちら聞いている者何人かで聞いても統一された認識がされたとは全く思っていないんですけど、私の理解を申し上げさせてもらおうと、
1:57:32	今の今井さんが言いたかったのは、森林火災は地上での森林火災では、固定モニタリングの代替を設けると言ってます。
1:57:42	ただ代替設けると言っているだけであって、移動モニタリング設備なのか。
1:57:48	サーベイメーターなのか、そこら辺の詳細な機器は明示してないので、設計方針には変わりありません。そういう説明ですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:01	原子力イマイです。今下、以前にですね、代替設備機器についてちょっと説明をさせていただいた資料をちょっと確認しますので、
1:58:12	少しだけお待ちください。
1:58:15	だけ。
1:59:35	激しくイマイです。
1:59:37	藤。
1:59:40	以前の
1:59:44	第8条の代替設備機器に関します補足説明資料をちょっとすいません確認しておりました。
1:59:53	共用設備、つきましては、今
1:59:59	あくまでも喜多、
2:00:03	試験研究炉をですね、HTRの
2:00:09	設備、これを共用するというものでございますので、
2:00:13	この考え方につきまして、サーベイメーターを代替とするという考え方につきましては、あくまでもこの共用設備の中で準じるというものになります。
2:00:29	従いまして、今、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:34	外部事象をところで
2:00:37	ちょっともう、
2:00:38	冒頭申し上げました差で5点目だけ設備についてさびメーターを用いて 代替するところの記載については、
2:00:48	これまで説明もございません。
2:00:53	そのようなことではないというところはちょっと申し上げさせていただきます。
2:01:50	少々お待ちください。
2:06:55	規制庁タツモトすみません私から最後1点なんですけど、その森林火災 なり、何でもいいんですけどその固定モニタリングの代替が、
2:07:06	今までは移動モニタリングであり、今後、サーベイメーターになるって というような記載は、許可の本文なり添付なりに出てくるのでしょうか。
2:07:17	出てきているのでしょうか。今の時点で、
2:07:32	パッケージ六甲イマイです。まず記載はありません。機能要求としてはな かったというふうに理解しております。
2:07:40	規制庁タツモトです。機能要求としてもないってところで理解しま した。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:53	規制庁の中沢です。今回のヒアリングでですね、移動モニタリング設備を削除して、可搬型設備、
2:09:04	に変えるという方向でお話聞いて参りましたけれども、いろいろ課題があるっていうのは双方の認識がかと思います。
2:09:16	この状況を踏まえてですね、今後どうされるかわからない荒井さんの方で県、考えていただけますでしょうか。
2:09:27	いや、これカネコでちょっと補足します。
2:09:30	ナカザワのやつですけど趣旨を取り違えるとあれかなと思ひまして、高い課題が多いかなっていうところまでは、認識できたかと思ひます。こちらの方でも、どうした方がいいかなっていうのは考えますので、
2:09:45	引き続きですね、どうした方がいいのかっていうのを新井さんの方も、
2:09:51	多分検討をしないといただけないでしょうかということなのでなかなかどうしろこうしろって今具体的な案はないんですけど、課題が多いので、どうすればいいかっていうのはちょっと引き続き検討いただきたいというそういう趣旨でございます。
2:10:07	1回の原子カイマイ承知しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:14	はい。それでは本日のヒアリングは、終了させていただきたいと思いま す。
2:10:22	本日はありがとうございました。どうぞ。
2:10:25	わかりました。わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。